

都市再生基本方針の一部変更について

〔平成28年 月 日〕
閣 議 決 定 案

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第14条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、「都市再生基本方針」（平成14年7月19日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第一の1（災害に強い都市）中「集中豪雨」を「豪雨、洪水、高潮」に改める。

第二の2（関係者との連携）中「都市再生推進法人」の次に「等」を加える。

第二の2（都市のコンパクト化の推進等）中「育成と」を「育成」に改める。

第二の2（質の高い生活を確保するための諸機能の整備）中「積極的に推進する。」の次に「特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、今後、より高い水準のユニバーサルデザイン化や心のバリアフリーを進めていく。」を加える。

第二の2（魅力あるまちづくりの推進）中「観光地の形成」の次に「、宿泊容量の確保に向けたホテル・旅館等の整備」を加える。

第二の2（災害に強いまちづくりの推進）中「をはじめとする」を「や、気候変動の影響により今後発生が懸念される極めて大規模な水害等の」に改め、「耐震性の向上」の次に「や浸水防止対策」を加える。

第二の3（国際競争力の強化のための環境整備）中「思い切った規制・制度改革」の次に「、民間都市開発事業に対する支援制度」を、「オフィス環境の整備」の次に「、国際的なビジネス環境及び生活環境の整備に必要な外国語対応の医療施設、新規事業の創出を促進する施設等の整備」を、「対策等を推進する。」の次に「その際、所有者や管理者等の関係者が連携して、歩行者空間の連続性を確保するなど、利用者にとってわかりやすく使いやすい空間整備を推進していくことが重要である。」を加え、「企業等の会議、企業の行う報奨・研修旅行、国際会議、イベント、展示会・見本市の総称」を「企業会議 (Meeting)、企業の報奨・研修旅行 (Incentive)、国際会議 (Convention)、展示会・イベント (Exhibition/Event) の総称」に改める。

第二の3（災害に強いまちづくりの推進）中「首都直下地震」の次に「や極めて

大規模な水害」を、「必要である。」の次に「その際、地域特性に応じた在り方を国、地方公共団体、民間企業等が共有し、対策を講じていくことが重要である。」を加える。

第二の3（都市間の連携と役割分担の強化）の見出しを「（都市間・都市内の相互連携と役割分担の強化）」に改め、同第二の3（都市間・都市内の相互連携と役割分担の強化）中「各都市」を「さらには、各都市内の拠点となるような地域間においても、それぞれ」に改める。

第二の3（集積のデメリットの抑制）中「高度化」の次に「、荷さばき施設の整備等による都市内物流の機能向上」を加える。

第三の2中「また、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、既に指定されている都市再生緊急整備地域について、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するとともに、都市再生本部において、各都市再生緊急整備地域の地域整備方針について、地域の地方公共団体、民間事業者、NPO等の発意も踏まえ、都市開発事業、防災対策等に係る関係者の連携の在り方、地域整備方針の実現の目途等を示したものと見直すこととする。

さらに、特定都市再生緊急整備地域が指定されている地域については、指定後一定期間を経過したものについては、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を踏まえ、必要に応じて特定都市再生緊急整備地域としての指定の見直しを検討するとともに、地域整備方針における特定都市再生緊急整備地域の整備の目標に係る内容についても、必要に応じて見直しを行うことが必要である。」を削る。

第三の3中「整備に当たって、地方公共団体、民間事業者、」の次に「都市再生推進法人その他の」を加える。

第三の4（都市再生の推進に当たっての配慮等）中「配慮する。また」を「配慮するとともに、大規模災害時における帰宅困難者の発生抑制や業務機能・行政機能等の継続に資する備えを講じることが重要であることに留意する。加えて」に改める。

第三の4（都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）中「必要に応じ、」の次に「帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続の確保等に係る事項の地域整備方針への記載並びに」を加え、「安全が最大限に確保される」を「安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続の確保が最大限になされる」に改め、「備蓄倉庫」の次に「、非常用電気等供給施設」を加え、

「計画に盛り込むこと」の次に次のように加える。

- ・ 滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続の確保を重点的に図る必要のある地区において官民連携の下、地域特性に応じたエネルギー供給ネットワーク等を構築する上で効率的かつ効果的なシステムが導入されるよう留意するとともに、災害時での機能継続が特に重要な行政施設、医療施設、退避施設に適切にエネルギーが供給されるように措置すること

第三の４（都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）中「鉄道事業者」の次に「、エネルギー供給事業者」を加える。

第三の４（都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）の次に次のように加える。

（都市再生緊急整備地域間の相互連携）

都市全体からみて、相互に地理的、経済的、社会的に密接な関連を有する複数の都市再生緊急整備地域がある場合においては、都市の再生の効果を効率的に発現させるため、都市全体としてバランス良く都市開発事業等が行われ、多様なビジネス・生活環境を備えることが重要であり、それぞれの地域の強みをいかしつつ、弱みを補完するべく、地域間での役割分担を意識して取り組むことが必要である。

そのためには、それぞれの都市再生緊急整備地域の地域整備方針において、オフィス施設、宿泊施設、商業施設、MICE施設などの様々な都市機能を有する施設であって重点的に整備すべきもの、エリアマネジメントやシティセールス等必要なソフト事業等を明らかにし、当該地域整備方針に即した都市再生を実現するため、都市再生緊急整備協議会相互で連絡調整を密にすることが必要である。

第三の４の次に次のように加える。

５ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の評価及び指定の見直し等

本方針第一及び第二の内容を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応した適時適切な地域指定を実施し緊急かつ重点的に市街地整備を推進することを目的として、既に指定されている都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域で指定後一定期間を経過したものについては、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を定期的に評価し、その結果を踏まえ、必要に応じて指定の見直し及び地域整備方針の見直しを行うこととする。

なお、評価の実施に当たっては、以下に掲げる観点から、指定地域や地域整備方針の指定基準等への適合性を検証することとする。さらに特定都市再生緊急整備地域については、国際競争力強化の観点を重視した評価を行うこととする。

- ア 上位計画、関連計画における位置づけ
- イ 都市再生に係る事業の進捗状況
- ウ 都市再生の効果

第四の1中「都市再生を推進する。」の次に「そのため、都市再生整備計画の作成に当たっては、都市再生推進法人や関係行政機関が一堂に会する市町村都市再生協議会を活用するなど官民連携の取組の円滑な推進を図ることが重要である。」を加える。

第四の2イ中「、必要に応じて」を削り、「指定や、」を「指定を積極的に行うほか、必要に応じて」に改め、「図ること。」の次に「その際、市町村都市再生協議会の構成員に関係道路管理者、関係公園管理者その他の行政機関を加えること、交通事業者や物流事業者等の協力を求めること等により、柔軟な取組の実現を図ること。」を加え、「位置づけること。」の次に次のように加える。

- 計画区域における都市公園の占用の特例を適切に活用し、まちのにぎわい創出及び適切な維持管理が図られること。都市再生整備計画に都市公園の占用の特例に係る記載を行う場合には、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するよう、占用主体が行う都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置を計画に位置付けること。

第四の2イ中「公共空間の適切な維持管理が図られること。」の次に次のように加える。

- 計画区域における低未利用土地の戦略的な有効活用、にぎわい創出を図るとともに、低未利用土地利用促進協定等を活用し、都市再生推進法人等のアイデア・ノウハウ等を活かした空地や空店舗等の再生が図られること。

第四の2イ中「又は利用者の利便の増進に資する措置」を「若しくは利用者又は都市の居住者等の利便の増進に資する措置」に改める。

第五の2カ中「定めるとともに、」の次に「原則として」を加える。